

## 学校教育情報化推進会議の設置について（案）

令和2年 月 日  
関係省庁申合せ

### 1. 目的

「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）第22条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため、学校教育情報化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### 2. 組織

(1) 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

内閣官房イノベーション推進室イノベーション総括官

内閣官房 IT 総合戦略室室長代理（副政府 CIO）

内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）

総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当）

文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官

(2) 推進会議に議長を置く。議長は、内閣官房 IT 総合戦略室室長代理（副政府 CIO）及び文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）の共同議長とする。

(3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

### 3. 幹事会

(1) 推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

(2) 幹事会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

### 4. 庶務

推進会議（幹事会を含む。以下同じ。）は、統合イノベーション戦略推進会議において既に設置されているデジタル社会構築タスクフォース及び課室長級会合を活用することとし、その庶務は、内閣官房 IT 総合戦略室及び文部科学省において処理する。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙)

学校教育情報化推進会議幹事会

内閣官房 IT 総合戦略室参事官

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長

経済産業省商務情報政策局サービス政策課長